

## 第 6 章 財 政

### ○松山広域福祉施設事務組合財務会計規則

制 定 昭和 50 年 11 月 1 日規則第 7 号

改 正 昭和 62 年 12 月 1 日規則第 2 号

平成 12 年 4 月 1 日規則第 1 号

平成 19 年 3 月 29 日規則第 2 号

第 1 条 この規則は法令、条例および他の規則に定めるものを除くほか、松山広域福祉施設事務組合の財務会計に関する事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

(出納員の設置等)

第 2 条 出納員の設置箇所およびこれに充てるべき職員は、別表に定めるとおりとする。

2 会計管理者は、その権限に属する事務のうち出納員に別表に定める事務を委任する。

(準用)

第 3 条 本組合の財務会計事務に関しては、松山市財務会計規則（昭和 39 年松山市規則第 11 号）を準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 62 年 12 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 12 年 4 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 19 年 3 月 29 日規則第 2 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 1 項の規定により収入役がなお従前の例により在職する場合には、改正後の松山広域福祉施設事務組合財務会計規則の規定は適用せず、改正前の松山広域福祉施設事務組合財務会計規則の規定は、なおその効力を有する。

別表

出納員の設置箇所，出納員となるべき職及び委任事務

設 置 箇 所	出納員となるべき職	委 任 事 務
事 務 局	事 務 局 長	市町村分担金の収納
久 谷 荘	施 設 長	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条，第 49 条及び政令で定める規定に係る介護給付の収納 寄附金品の収納
み さ か 荘	施 設 長	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 31 条の規定に係る措置費の収納 寄附金品の収納